

第6章 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

6-1 公共施設マネジメントに関する基本方針

前章の公共施設等の課題などに対応するとともに、将来持続可能な市政運営を実現するために、碧南市の公共施設マネジメントに関する基本方針を以下に掲げます。

【公共施設マネジメント方針】

公共建築物については、統廃合等を進め、総延床面積の10%削減を目指します。なお、将来の人口推計、市の財政状況等の社会情勢を考慮しながら5年ごとに見直しをします。

土木インフラ施設については長寿命化を推進し、安全確保とコスト抑制の両立を図ります。

*公共施設マネジメント方針の趣旨

公共建築物については、人口減少が進展する中、将来にわたって持続可能な行政運営を行うため、必要な機能を維持しながら市全体の施設配置の最適化を図ります。これに伴い、統廃合や機能転換等を積極的に推進するとともに、実施時期を明確にすることで、将来の見通しを持った計画とします。

新規に建物を建設する際には、複合化や統合、ダウンサイジング等の手法により総延床面積の削減を図ります。

総延床面積10%削減の目標は、平成29年の計画策定時における財政状況等を踏まえて設定したものです。しかし、現在は当時と比べて財政状況が一層厳しさを増し、物価高騰など社会経済情勢も大きく変化していることから、本来であれば、より高い削減目標を設定するとともに、歳入の確保につながる施策についても継続的に検討・実施していく必要があります。こうした状況にありますが、まずは現行計画に掲げる総延床面積10%削減目標の達成を最優先し、その達成状況や今後の財政状況、社会経済情勢等を勘案した上で、改めて削減目標の見直しを行うこととします。

なお、他市にはない本市の特色ある施設については、地域の活性化や魅力向上の観点から、この方針とは別に検討します。

土木インフラ施設については、総量の削減が困難なことから、定期的な予防修繕や効率的な維持管理を行い、コストの削減を図ります。

※総延床面積（病院施設を除く）の10%：約23,400㎡

この公共施設マネジメント方針を達成するために、5つの基本方針を設定します。

基本方針 1 【統合・複合・廃止の推進】

同一目的の公共建築物については、他施設による代替可能性、老朽化の状況、近隣自治体の行政サービス状況等を総合的に勘案し、統廃合の対象施設及びその実施時期を明確にします。

基本方針 2 【機能転換等の推進】

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、将来の行政需要に対応するため、機能転換等を行う公共建築物について、その対象及び実施時期を明確にします。

基本方針 3 【民間活力の導入】

公共建築物の活用及び管理運営については、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入を積極的に検討し、民間事業者が有するノウハウや専門性を活用することで、市民サービスの向上と効率的な施設運営を図ります。一旦、民間活力を導入した公共建築物については、民間の引受先がなかった場合、市による継続実施の可否を含め、今後のあり方を検討します。

基本方針 4 【安心・安全が確保された施設維持の実践】

継続して保有する公共建築物については、市民が安心・安全に利用できる施設環境を維持するため、施設の劣化状況や利用実態を踏まえ、計画的な大規模改修を実施します。

基本方針 5 【財政負担の軽減や平準化に向けた見直し】

公共施設等の更新時期が集中することにより、財政負担が一時期に重なることのないように公共施設維持基金の拡充を図ることや更新時期の分散化により一般財源を平準化することで財政負担の軽減を図ります。また、受益者負担の原則により利用料金の見直しを図ることや借地料や水道光熱費の削減に努めるとともに、公有資産の貸付による歳入増を図るなど適切な公共施設等の経営を行います。

6-2 公共施設等の管理に関する具体的な取組方針

6-2-1 点検・診断等の実施方針

- ◆ 適切な点検の実施
- ◆ 点検に基づく効率的なデータ管理
- ◆ 診断結果の蓄積と活用
- ◆ 有形固定資産減価償却率の推移

(適切な点検の実施)

- ・ 公共建築物については、法令等に基づく設置基準に従い、定期的な点検を実施します。また今後は、施設管理者による点検業務（日常点検・定期点検）を実施します。



【施設管理者による点検業務】



【電気設備の定期点検】

- ・ 土木インフラ施設については、施設ごとに国の基準等に従い、劣化・損傷の程度を把握するため、定期的な点検を実施します。



【公園遊具の定期点検】



【橋梁の定期点検】

(点検に基づく効率的なデータ管理)

- ・ 台帳整備の充実を図るとともに点検結果や修繕履歴等のデータベース化を行うことで効率的な維持管理の実践に努めます。

(診断結果の蓄積と活用)

- ・ 診断結果を経年的に蓄積、分析することで施設の劣化特性を認識し、個別施設計画である修繕計画や長寿命化計画の策定・見直しに活用します。

(碧南市有形固定資産減価償却率の推移)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
率	60.6%	61.8%	63.2%	64.2%	65.5%	66.6%

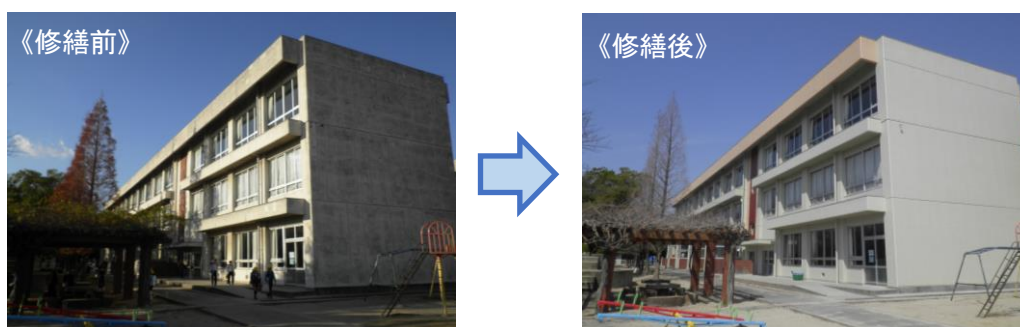
※有形固定資産減価償却率とは、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、有形固定資産減価償却率が100%に近いほど、資産を購入してからの経過期間が長く資産価値が減少している(老朽化の進行)ことを表します。

6-2-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ◆ 予防保全型維持管理の導入
- ◆ 新技術の導入による維持管理方法の検討
- ◆ 施設の特性を考慮した維持管理によるコスト削減
- ◆ 市民協働による維持管理

（予防保全型維持管理の導入）

- ・ これまでの異常や故障が発生してから対応を行う、いわゆる事後保全型の修繕・更新方法を改め、今後は、利用者に対するリスク管理の観点や施設の長寿命化に向けた予防保全型の修繕・更新方法を実施します。



【学校教育系施設の外壁修繕の例】

（新技術の導入による維持管理方法の検討）

- ・ 新設、更新時には新技術の導入による維持管理方法を検討し、更なる効率的な維持管理を推進します。

（施設の特性を考慮した維持管理によるコスト削減）

- ・ 土木インフラ施設は、統合や廃止が困難なケースが大半であることから、長期継続契約や業務、分野、施設を包括的に発注するなど、効率的な維持管理が実施できるよう更なるコスト削減を図る仕組みの導入を検討します。

（市民協働による維持管理）

- ・ 市民と行政が協働で道路、河川、公園等の清掃・美化活動等の維持管理を行うことや市民から道路の陥没等の情報を提供してもらうなど市民と行政が連携し、役割分担しながら維持管理を進める方策の拡大を検討します。

6-2-3 安心・安全確保の実施方針

- ◆ 公共施設等における安心・安全の確保
- ◆ 防災・減災対策等との連携

（公共施設等における安心・安全の確保）

- ・ 公共施設等は、第一に利用者の安心・安全を担保することが必要です。また、万一の災害に対する備えや実際に被災した場合の損害を最小限にとどめ、早期の復旧が行われる等、常に機能性を保持できるような体制を確保します。

継続して保有する公共建築物については、市民が安心・安全に利用できる施設環境を維持するため、施設の劣化状況や利用実態を踏まえ、計画的な大規模改修を実施します。また、統廃合対象の公共建築物については、施設維持期間内であっても、大規模改修を必要とする不具合が生じた場合には、改修をせずに供用廃止も検討します。

（防災・減災対策等との連携）

- ・ 防災や減災対策等の各種計画と連携する中で、公共施設等がその機能を発揮し続けるために、安全性能の向上など、災害外力に耐える対策を推進します。

6-2-4 耐震化の実施方針

- ◆ 公共建築物の耐震化の推進
- ◆ 土木インフラ施設の耐震化の推進

（公共建築物の耐震化の推進）

- ・ 公共建築物については小規模な附属建物を除き、「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修を完了しています。避難所は、災害時に多くの市民が利用する公共施設であることから、災害時の被害を最小限にとどめるよう優先的に非構造部材（天井落下、ガラス飛散など）の耐震化を推進します。

（土木インフラ施設の耐震化の推進）

- ・ 土木インフラ施設の多くはライフラインとして市民生活に直結しているため、災害時における被害を最小限にとどめることが重要です。そのため、引き続き計画的に耐震化を推進します。また、土木インフラ施設は、施設ごとに形状や構造等の特性が異なるため、特性を考慮し、個別施設計画に基づき、耐震化を推進します。



【橋梁の落橋防止対策】



【水道施設の幹線配水管の耐震化】

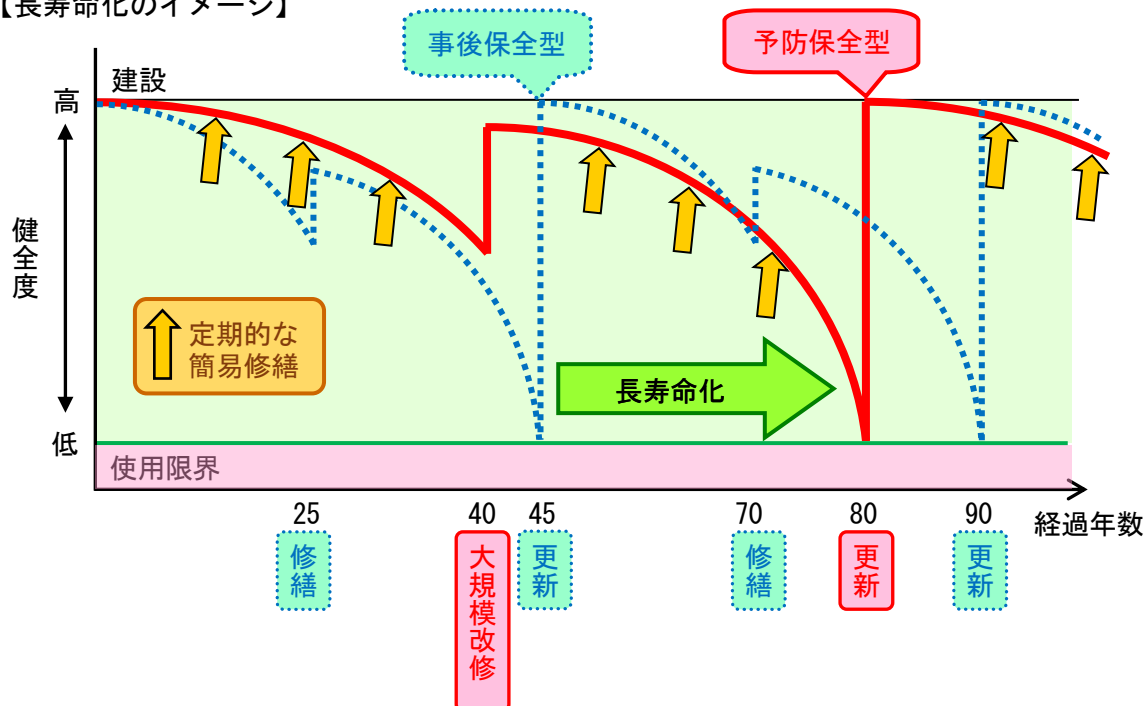
6-2-5 長寿命化の実施方針

- ◆ 公共建築物の長寿命化の実施方針
- ◆ 土木インフラ施設の長寿命化の実施方針
- ◆ 長寿命化によるコスト削減
- ◆ 個別施設計画に基づく長寿命化の実施

（公共建築物の長寿命化の実施方針）

- ・継続する公共建築物については、建物の劣化及び老朽度、必要性を見極めたうえで徹底的にフル活用を行います。供用開始から概ね 40 年が経過した時点で大規模改修を行うことで耐用年数を 80 年程度に延ばし、長寿命化を図ります。ただし、構造体の劣化の程度により長寿命化による改修よりも建替えの方が低コストの場合や、建物の必要性が減少し長寿命化を図る必要がないと判断されるものは除くこととします。

【長寿命化のイメージ】



（土木インフラ施設の長寿命化の実施方針）

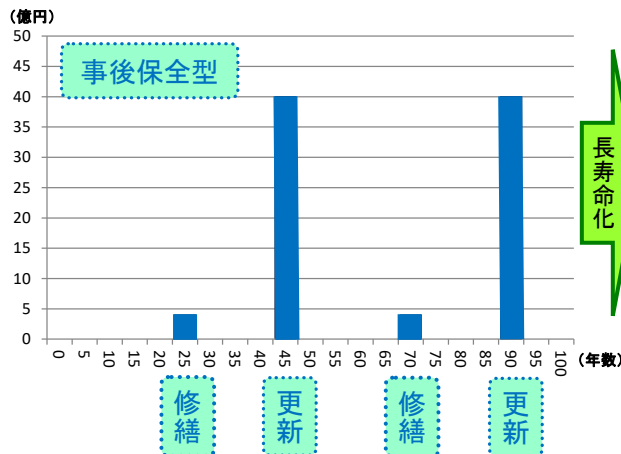
- ・土木インフラ施設については、施設総量の削減は困難であるケースが多いため、個別施設分野ごとに適切な頻度で施設点検を実施し、劣化状況を把握しつつ、計画的な修繕を実施し、目標耐用年数を延ばすことで、長寿命化を図ります。

（長寿命化によるコスト削減）

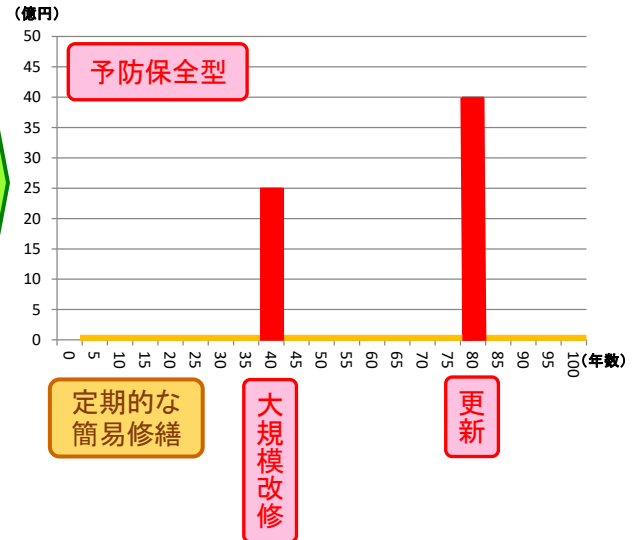
- ・公共施設等の維持管理を、これまでの異常や故障等により不具合が生じてから修繕等を行う事後保全型の維持管理方法から、今後は不具合が生じる前に修繕等を実施する予防保全型の維持管理方法へ変更することにより、施設の耐用年数を延ばす長寿命化を図ります。これにより施設全体にかかるライフサイクルコストの削減を図ります。

【長寿命化によるライフサイクルコスト削減のイメージ】（更新費40億円の施設の場合）

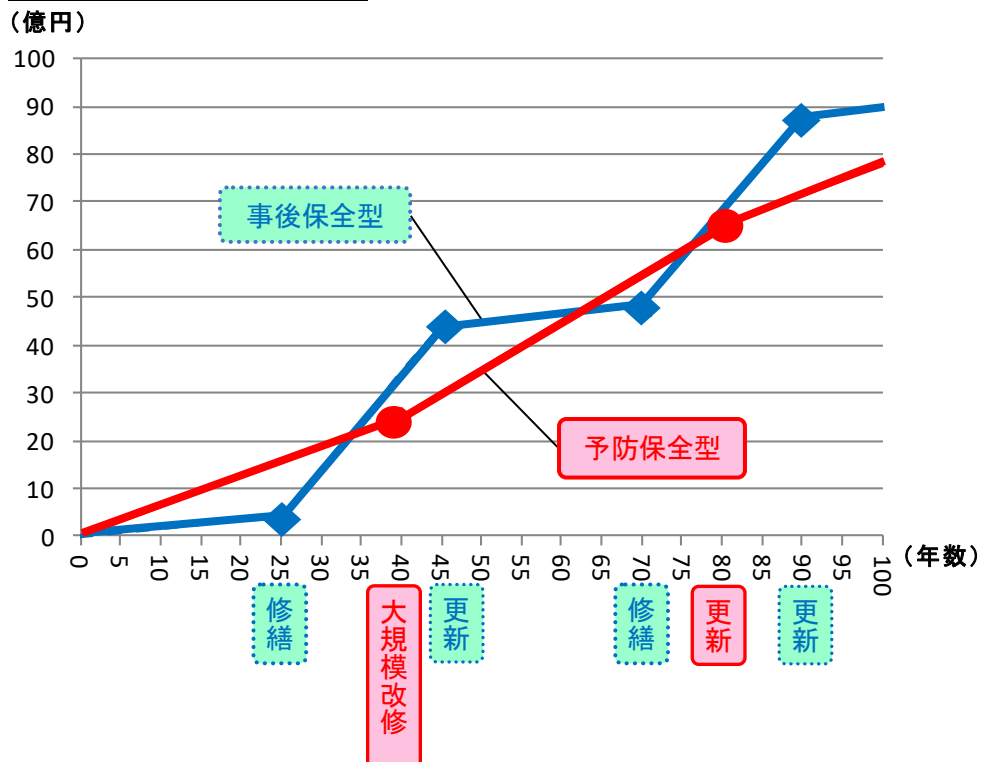
現状の維持管理方法（事後保全型）



新たな維持管理方法（予防保全型）



累計費用によるコストの比較



（個別施設計画に基づく長寿命化の実施）

- 橋梁や公園など、個別施設計画が策定済みの分野については、各計画に基づき、効果的な修繕等を適切な時期に実施することで長寿命化を図ります。また、公共建築物や土木インフラ施設で未策定の分野については、今後、必要により個別施設計画を策定したうえで、施設の長寿命化を推進します。

6-2-6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

◆ ユニバーサルデザイン化の推進

(ユニバーサルデザイン化の推進)

- ・ 公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。碧南市では「碧南市都市計画マスタープラン 2019～2030」において、公共施設や駅周辺におけるユニバーサルデザインの推進を目標に掲げています。



碧南駅待合所



市営宮下住宅



碧南レールパーク・棚尾広場



県道岡崎碧南線

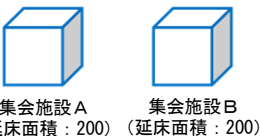
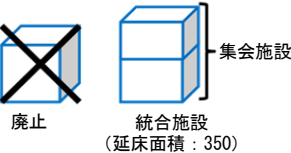
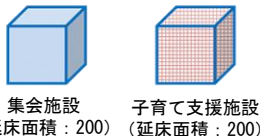
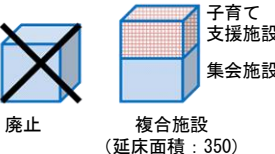
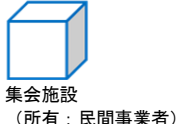
6-2-7 統合や廃止及び有効活用の推進方針

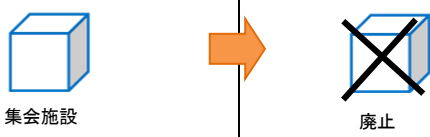
- ◆ 最適化（統合・複合・廃止・機能転換等）の推進
- ◆ 最適化の実施時期を明確化
- ◆ 削減目標の設定
- ◆ 低未利用地等保有財産の活用
- ◆ 民間施設の活用の検討

（最適化の推進）

- ・ 同一目的の公共建築物については、他施設による代替の可否、施設の老朽化の状況、近隣自治体の行政サービス状況等を総合的に勘案し、統廃合の対象となる施設を明確にします。

【最適化のイメージ（建屋）】

	現状	実施後	概要
統 合			既存の同じ種類の公共施設を統合し、一体の施設として整備する。
複 合			既存の異なる種類の公共施設を複合化し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転 用			既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する。
一部転用			既存の公共施設の一部を改修し、他の機能として利用する。
継 続			大規模修繕を行い長寿命化で施設を維持する。
民 営 化			建物を民間に引き継ぐ

廃止	 集会施設 廃止	機能の一部を他の施設へ移転等をして、施設そのものは廃止として取り壊す。施設が使用できる間は、使用して大規模な修繕を行わないものはこれに該当する。
----	---	--

- ・人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、将来の行政需要に対応するため、機能転換等を行う公共建築物を明確にします。

【最適化のイメージ（機能）】

統	合	同じ機能を統合する。
複	合	保育園と幼稚園をこども園とする等、異なる機能を複合化する。
転	用	別の機能に変更する。
一 部 転	用	一部を別機能に変更する。
移	転	機能を他の施設へ移す。
民 営 化		機能を民間に引き継ぐ。
継	続	機能を維持する。
廃	止	当該施設の機能を廃止し、移転等しない場合には廃止に該当する。

（最適化の実施時期を明確化）

- ・施設の最適化に向けた実施時期を短期（１０年未満）・中期（２０年未満）・長期（２０年以上）の３区分で明確にします。
- ・設定した期間に基づき、公共建築物については、必要に応じた修繕を行います。

（削減目標の設定）

- ・公共建築物の最適化により、総延床面積全体の１０％削減を目標とします。

（低未利用地等保有財産の活用）

- ・低未利用地や施設内の空きスペースについて、民間への貸与・売却等により有効活用を図ります。また、現在、公共施設等にかかる借地契約している土地については、今後も契約を継続していく場合と本市が公有財産として取得する場合について、中長期的な経費の見込みを比較し、最適な管理方法を検討します。

（民間施設の活用を検討）

- ・公共サービスの提供に当たっては、全てを公共で賄うというあり方を見直し、民間での代替が可能な機能については、民間施設の活用などを検討します。

6-2-8 公共施設運営の適正化実施方針

- ◆ 民間活力の導入
- ◆ 利用者負担の見直し
- ◆ 経常的な経費削減に向けた取組の実践
- ◆ 財政負担の平準化
- ◆ 公共施設維持基金の活用

(民間活力の導入)

- ・ これまでも指定管理者制度の導入などにより効率的な管理に努めてきましたが、今後はさらに効率的な方法を図ることが必要となります。そのため、今後は従来の委託・指定管理者制度の活用だけでなく、新たな官民連携の手法を取り入れることについても取り組んでいく必要がありますが、その際には、民間のノウハウや資金、アイデア等を活用できる仕組みとして PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）や PFI（プライベート・ファイナンス・インシアティブ）等の手法の導入について検討します。

【本市における指定管理者制度の導入状況】

選定方法	施設名	指定期間	施設担当課
公募	新川町駅西駐車場	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年)	商工課
公募	明石公園	平成31年4月1日～令和11年3月31日(10年)	都市整備課
公募	市民活動センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	地域協働課
任意	こどもプラザ こころつくしんかわ	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	こども課
公募	芸術文化ホール	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	生涯学習課
公募	碧南市民図書館(本館) ※施設維持管理のみ	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	生涯学習課
任意	心身障害者福祉センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	福祉課
任意	新川まちかどサロン	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	高齢介護課
任意	大浜まちかどサロン	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	高齢介護課
任意	前浜集落センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	農業水産課
任意	川口農業センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	農業水産課
任意	碧南ふれあい作業所	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年)	福祉課
任意	児童センター(2施設)	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年)	こども課
任意	児童クラブ(7施設)	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年)	こども課
任意	碧南市こどもプラザ ららくるにしばた	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年)	こども課
公募	碧南市農業活性化センターあ おいパーク	令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年)	農業水産課

(令和7年度末時点)

(利用者負担の見直し)

- ・公共施設の利用料金については、公共施設を利用する市民と利用しない市民で不公平な負担とならないよう受益者負担の原則から、必要な経費を利用者に負担していただくよう適正な見直しを図ります。

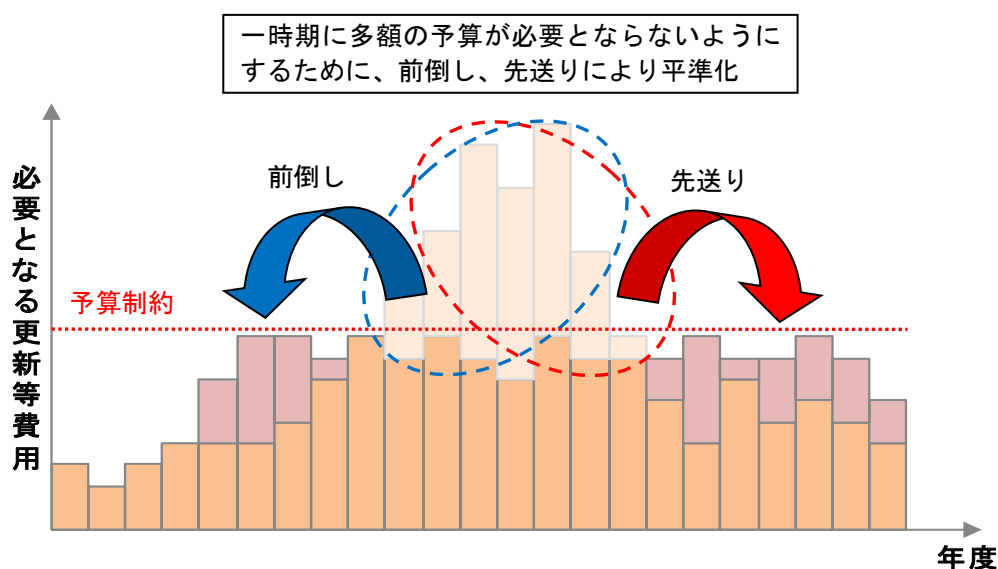
(経常的な経費削減に向けた取組の実践)

- ・現在、借地であっても施設の維持運営面から取得が必要な土地は購入するなど契約の見直しを図るとともに、水道光熱費の削減など公共施設経営という観点から効率化が可能な取組については、「できることから」積極的に実践し、経常経費削減を図ります。

(財政負担の平準化)

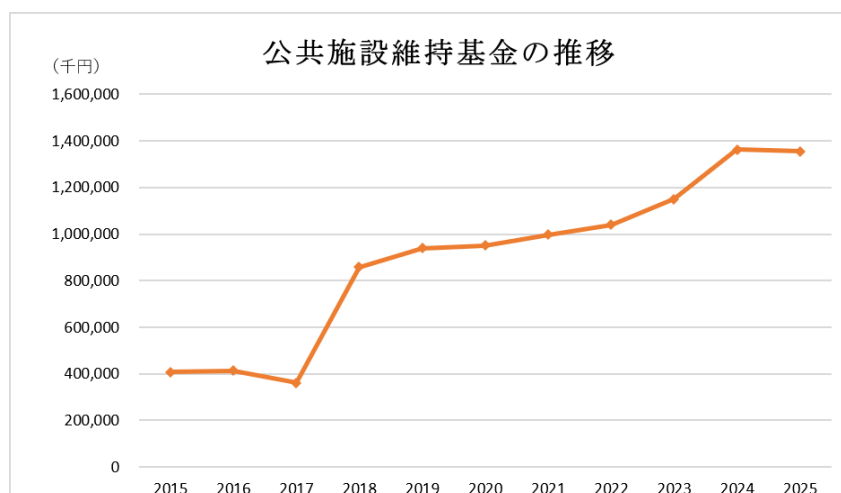
- ・今後、増加が予測されている公共施設等の更新等費用については、更新時期の見直し等により一般財源を平準化し、計画的な予算執行を実施します。

【財政負担の平準化のイメージ】



(公共施設維持基金の活用)

- ・公共施設等の更新等費用にかかる財政負担が、一時的に増加する場合に備えるため、公共施設維持基金の拡充を図り、計画的な更新等を実施します。



6-3 進捗状況等のフォローアップの実施

6-3-1 本計画を実現するための体制の構築方針

本計画を着実に推進するため、令和7年度に企画財政部財政課施設マネジメント係を新設し、公共建築物に係る工事及び予算の総合調整を行うとともに、全庁的な施設マネジメントを推進します。また、施設を所管する部局と緊密に連携し、各施設の状況を共有・把握しながら、本計画の調整及び進捗管理を行います。

土木インフラ施設については、各施設において専門性が必要となることから、所管部局が個別施設計画に基づき、土木インフラ施設のマネジメントを実践し、施設マネジメント係において進捗管理の確認を行います。

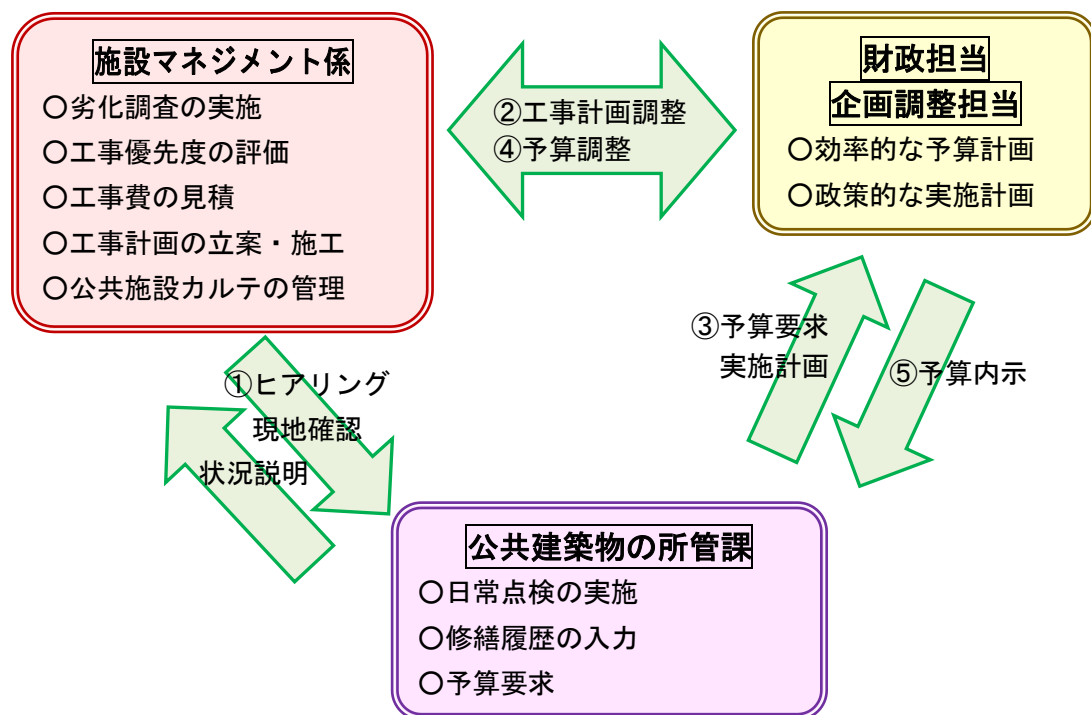


図 6-3-1 組織体制と公共建築物保全業務の流れ

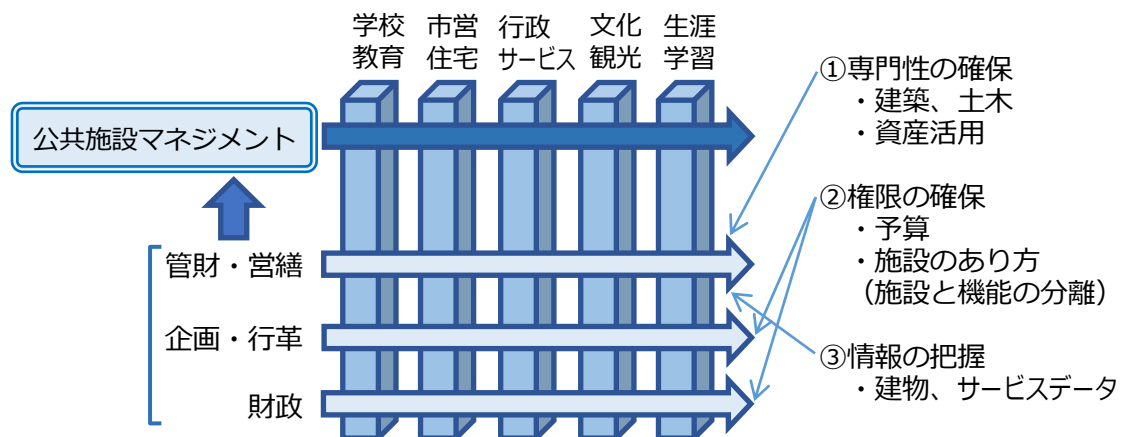


図 6-3-2 組織体制のイメージ

6-3-2 全庁的な情報共有方策

これまで、公共施設等の情報は各所管課ごとに作成し、管理を行っていましたが、これを一括してまとめるために公共施設データベースを作成し、企画財政部財政課施設マネジメント係で管理します。さらに、庁内LANを活用し、各所管課から閲覧を可能とし、情報共有を図ります。また、公共施設データベースを活用することにより公共施設カルテを毎年度更新し、情報分析に役立てていきます。

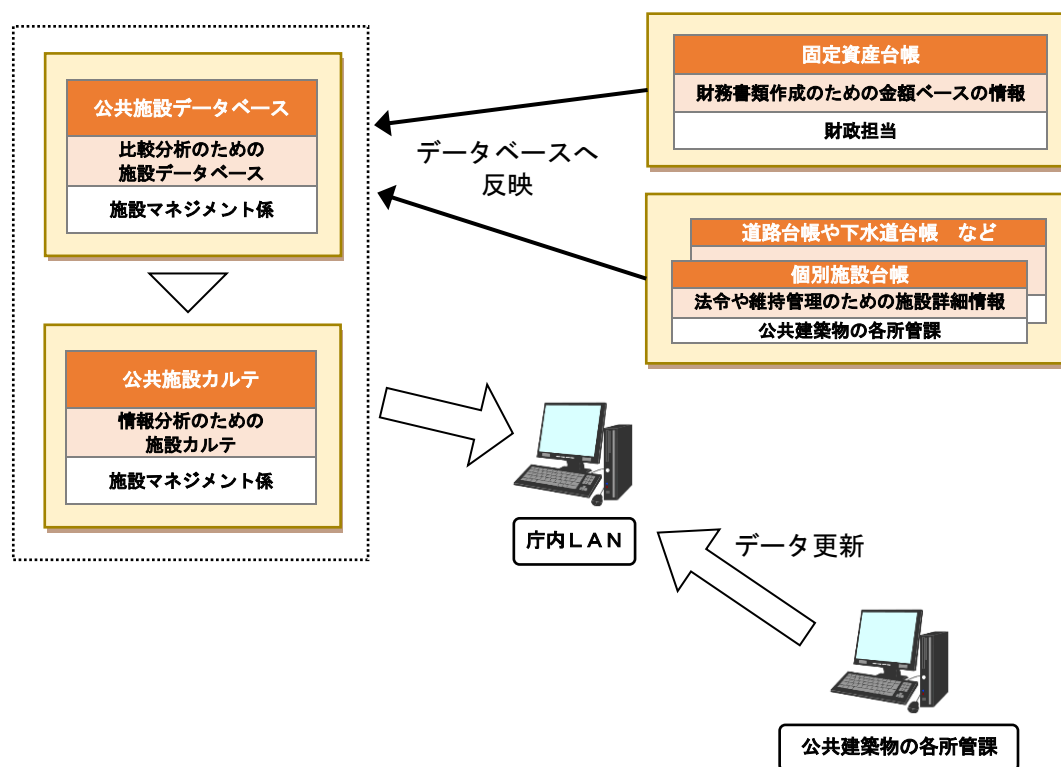


図 6-3-3 全庁的な情報共有のイメージ

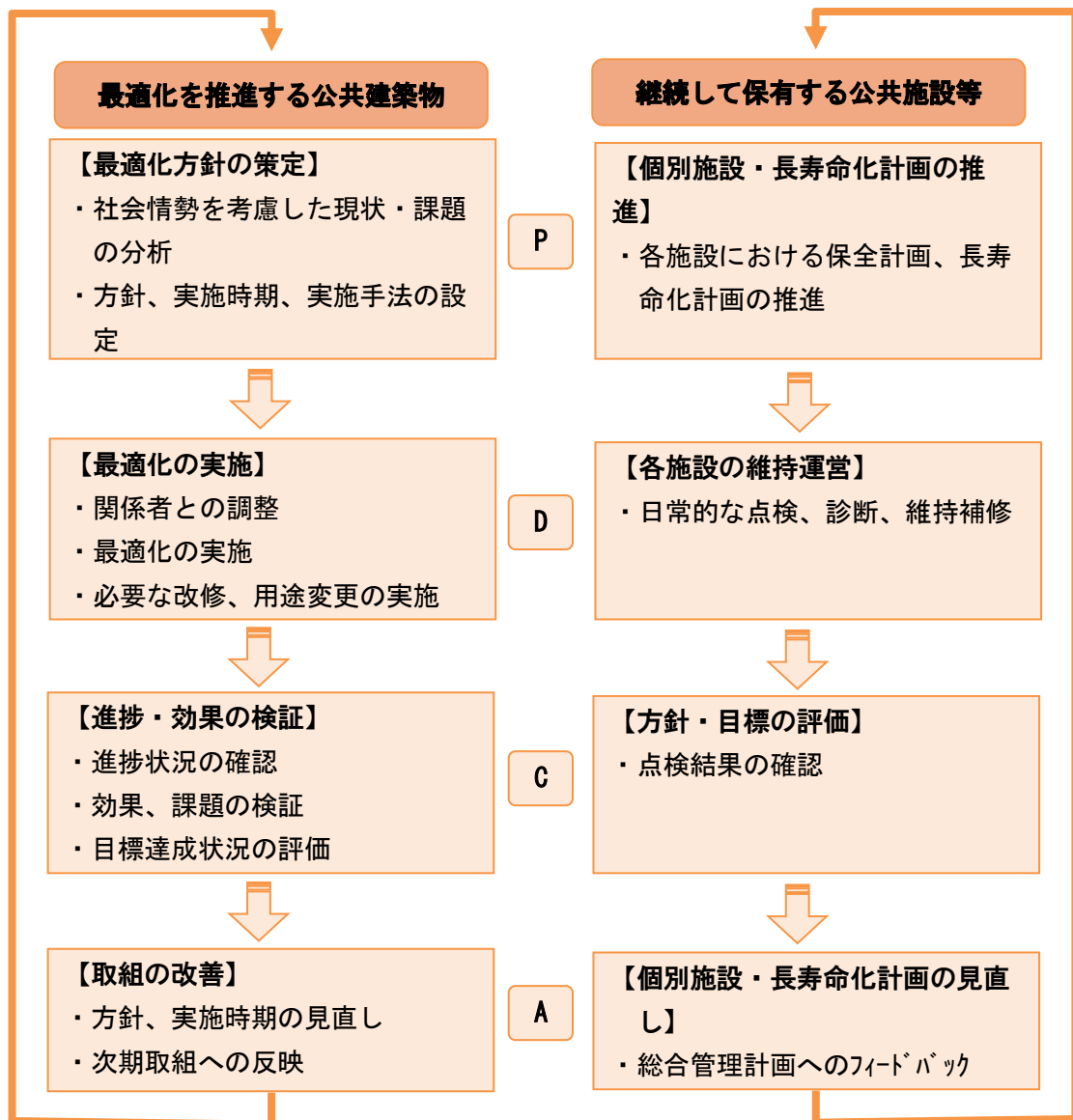
表 6-3-1 情報共有を行う項目

	項 目	内 容
1	表題部	施設名、分類、番号
2	所管課	施設所管課、担当者、連絡先
3	土地状況	所在地、立地地区、駐車可能台数、敷地面積
4	建物状況	供用開始年度、総延床面積、バリアフリー対応状況、設備・点検状況、建築年度、構造
5	運営維持状況	利用時間、開館日数、運営形態、人員配置
6	利用状況	年間利用者数、稼働率
7	各室利用状況	面積、定員、利用件数、利用料金
8	施設コスト(ファシリティコスト)	維持コスト、運営コスト、人件費
9	コスト財源内訳	利用料、国・県補助金、市費(一般財源)
10	修繕・改修履歴	履歴情報
11	増改築・修繕・改修等計画	今後の計画
12	管理・運営上の問題点、再配置に対する要望など	問題点、要望など

6-3-3 計画の実践に向けた進捗管理

最適化（統合・複合・廃止・機能転換等）を推進する公共建築物や継続して保有する公共施設等については、維持する期間に応じて個別施設計画等を策定し、これらの取組は、PDCA サイクルに基づき、進捗状況や効果を検証・評価し、その結果を踏まえて必要な見直しを行うことで、継続的な改善を図ります。

また、公共建築物については、企画財政部財政課が庁内検討組織を開催し、計画全体の進捗管理を行います。各施設の所管課は、必要に応じて市有財産利活用推進会議又は政策会議等に諮り、個別具体的な進め方を確認しながら、計画的に取組を推進します。



※PDCA：（Plan：計画の推進、Do：実行、Check：確認、Action：見直し）

図 6-3-4 PDCA サイクルのイメージ

担 当 課	役 割
財政課	公共施設等の維持管理やマネジメントについて、予算執行状況や中期財政計画等の管理を行いながら、財政面から公共施設等全体の状況把握と進行管理を行います。そのうえで、公共施設等総合管理計画全体の管理や公共施設維持基金の効果的な運用により公共建築物の計画的な更新を推進するとともに、各所管課への情報提供や相談窓口として、全庁的なマネジメントを行います。
企画政策課	総合計画を始め関連計画との調整をはかります。 また、大規模修繕等による今後の公共施設等のあり方を決めることが必要な場合には、関係各課との調整を行います。
各施設等所管課	各施設の日常的な維持管理による予防保全をとおして、施設の長寿命化を図ります。 また、マネジメント方針を管理部署と協力し、推進していきます。

表 6-3-2 PDCA サイクルにおける各部署の役割

6-3-4 計画的見直しによる進行管理

本計画は、関連する事業の進捗状況や社会経済情勢、人口動向の変化などを踏まえ、総合計画（実施計画は 3 年ごと）や都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略や個別施設計画など関連計画との整合性を確保するため、必要に応じて 5 年を目途に見直すことにより、本計画に示す総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に基づく実践を継続的に推進していきます。

また、本計画の策定段階において、個別施設台帳や個別施設計画が未策定の施設については、策定を推進し、本計画の見直しの時期に合わせ、策定した個別施設台帳や個別施設計画との整合を図ります。

6-3-5 市民との問題意識の共有について

本計画の推進に向けては、市民の皆さまと共通の認識を持つために、公共施設等の現状や今後の課題など公共施設等に関する問題意識を十分に共有することが重要であると考えています。

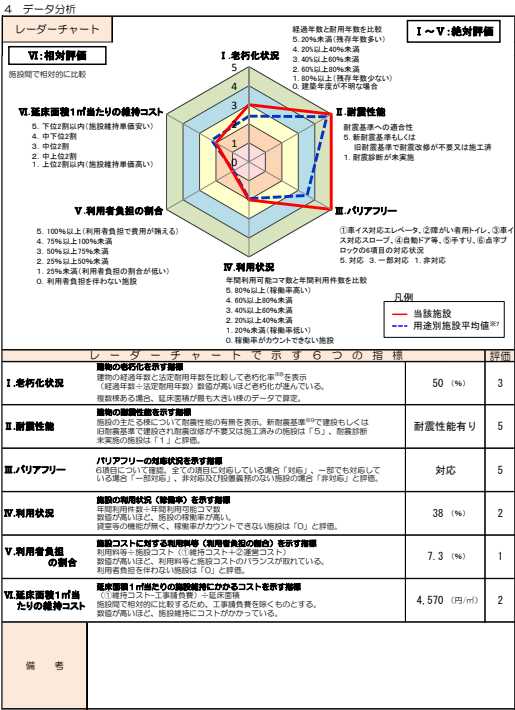
そのために、公共施設等に関わる様々な問題を分かりやすく伝えるための「見える化」や、これまではあまり公開されてこなかった情報の「見せる化」に取り組み、本計画の白書編として取りまとめ、公開します。また、碧南市公共施設カルテについては、毎年度更新し、公開していきます。

今後は、市民の皆さまと問題意識を共有することにより、計画推進に向けた取組を進めていきます。

【碧南市公共施設カルテ】

碧南市公共施設カルテ		調査年度	平成28年度
施設名	南市民プラザ		
所在施設	所在地	碧南市 塩浜町7丁目135番地	敷地面積 2,933㎡
	所在施設	(大浜小学校区)	うち借地面積 1,905㎡
大分類	市民文化系施設	中分類	集会所
所管部局	文化創造課	施設番号	1
1 土地データ			
所在地	碧南市 塩浜町7丁目135番地	敷地面積	2,933㎡
	(大浜小学校区)	うち借地面積	1,905㎡
2 建物データ			
構成様	南市民プラザ		
組合・併設施設	市民図書館南部分館		
建築年度	平成28年度	経過年数	25年
建物構造	鉄筋コンクリート造	延床面積	2,564㎡
階数	2階	階数(地下)	1階
3 管理運営データ			
利用状況 ^{※1}	H25年度	H26年度	H27年度
	47,748人	43,180人	47,091人
	金額(円)	金額(円)	金額(円)
施設コスト ^{※2}	2,210,009	2,210,009	2,210,009
施設コスト	国費	0	0
	県費	0	0
	市費(一般財源)	443,357	443,357
	合計	443,357	443,357
維持管理コスト	維持管理委託料	6,951,176	6,951,176
	敷地借上料	2,529,042	2,529,042
	工事請負費	3,999,331	3,999,331
	その他維持費	0	0
	小計	15,715,972	15,715,972
施設外費	人件費(賃金等)	7,976,713	7,976,713
	光熱水費	5,211,406	5,211,406
	その他委託料	10,220	10,220
	その他運営費(事業費)	1,287,583	1,287,583
	小計	14,485,922	14,485,922
	合計(①+②)	30,201,894	30,201,894
コスト状況	利用者1人当たりの施設コスト ^{※3}	施設面積1㎡当たりの施設コスト ^{※4}	
	657円/人	11,779円/㎡	
	利用者1人当たりの負担額 ^{※5}	市費に対する住民1人当たりの負担相当額 ^{※6}	
	48円/人	384円/人	
特記事項			

※1 利用状況：人数は施設の管理利用人数、学校・幼稚園・保育園・児童クラブ・こいの学童・高齢者施設(市事業所)は在籍人数、市費を収入部で記載。
※2 施設コスト：収入(収支)の各内訳は、③年度の平均値。また施設コストの収入、収支の各内訳は、その平均値を合計しているため、年度毎の各計から算出した平均値とは異なる可能性がある。
※3 利用者1人当たりの施設コスト：施設コスト(①維持コスト+②運営コスト)÷平均利用人数
※4 施設面積1㎡当たりの施設コスト：施設コスト(①維持コスト+②運営コスト)÷延床面積
※5 利用者1人当たりの負担額：収入(利用料等)÷平均利用人数
※6 市費に対する住民1人当たりの負担相当額：収入(市費(一般財源))÷人口(平成28年4月1日現在の71,789人)



※7 用途別施設平均値：施設類型の区分を基本とし、学校については小中学校別に区分したものを、※8 老朽化率：建設からの経過年数と平均年数(指定資産の減価償却額を算出するために税法で定められた耐用年数)で算出した値。
※9 新耐震基準：昭和56年6月の建築基準法改正により既に建設された建築物の耐震基準(マグニチュード8以上の大地震に対する耐震性が確保されている)のこと。改正以前の建築物の耐震性は「旧耐震基準」と呼ばれる。